

適正取引の推進と付加価値向上 に向けた自主行動計画



2023年3月15日策定

2026年2月18日改定

適正取引推進宣言

一般社団法人送配電網協議会（以下、本会）は、以下に掲げる三つの原則を、調達活動の基本方針として遵守することをここに宣言する。本会会員は、この原則を様々な手段を通じて対外的にも明らかにし、サプライチェーン全体の共存共栄を図るものである。

1. 開かれた公正・公平な取引の原則

取引先の選定にあたっては、国籍や企業規模等にとらわれず、公正かつ透明な対応に努める。

2. 取引先との共存共栄の原則

必要とする製品や技術力を有する取引先の健全な経営が、電力の品質やコスト等に直結することを認識し、良好な取引関係を維持することに努める。

3. 原価低減活動等における課題・目標の共有と成果シェアの原則

原価低減の活動は、事後において一方的な値引き要求を行うものではなく、取引先と課題や目標を共有した上で、材料の変更等が達成される以前の段階における事前の共同作業として位置づけ、達成された成果物やコスト削減の成果は、貢献の度合い等に応じて取引先との間で適切にシェアすることに努める。

I.重点課題に対する取組

1. 合理的な価格決定

電力の安定供給とコスト低減の両立に向けて、引き続き取引先と一般送配電事業者の双方で不断の原価低減努力を重ねることが必要不可欠であり、その上で取引先との価格決定に当たっては、受託中小企業振興法に基づく振興基準（以下、「振興基準」という。）を踏まえ、取引数量、納期、品質、環境対応等の条件や材料費、労務費の変動等を考慮し、取引先と十分に協議を行うべく、以下を遵守する。

■実施事項

- 1) 取引対価の協議を行う際は、振興基準に記載された望ましくない4事例（第4-2-(1)）を行わないようにする。また、取引先との協議・交渉等においては威圧的な言動・態度とならないよう注意を払うとともに、競合取引先の公平性確保に努める。
- 2) 原価低減要請を行う際は、振興基準に記載された望ましくない3事例（第4-2-(7)）を行わないようにし、根拠を明確にした上で、取引先と十分協議を行う。
- 3) 材料・エネルギー価格、労務費や工程などの状況を加味し、取引先と取引対価について十分な協議を行う。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとったうえで、取引対価を決定する。なお、トラック運送業に関しては適正な運賃水準となるよう配慮する。
- 4) 経済情勢の大きな変化が生じた際には、取引価格の見直しも検討し、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設ける。特に、原材料費・エネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すこととする。
- 5) 取引先と取引価格の見直しについて協議する際は、一方的な対価の決定や、従前の対価からの一方的な減額を行わない。また、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」に違反行為事例として掲げられている行為を行わない。

2. 取引先への代金支払の適正化

非常災害時においては、送電復旧に向けた作業等のために、休日・深夜を問わず取引先に対し緊急の対応を依頼することとなるため、これに伴う緊急呼び出しや危険作業にかかる手当てについては適正な代金を支払う。

また、取引価格のみならず、支払方法も取引先の事業活動に大きな影響を与え

ることを認識し、支払方法について、振興基準や関連通達の改正を踏まえ取引先と十分に協議し、取引先の資金繰りの配慮に努める。

■実施事項

- 1) 緊急呼び出しや危険作業にかかる手当てについて、取引先と十分に協議し適正な価額を支払う。
- 2) 中小企業庁・公正取引委員会通達「サプライチェーン全体での支払の適正化について(2025.10.28)」に沿って、取引先への代金の現金払い化や支払いサイト短縮(60日以内)を確実に行う。
- 3) 年次のフォローアップ調査等で上記の取り組み状況を確認し、遅滞なく推進する。

3. 知的財産・ノウハウの保護

取引先の知的財産・ノウハウの保護に向け、以下の通り十分配慮する。

■実施事項

- 1) 知的財産・ノウハウの取扱いに関して振興基準を踏まえ取引先と十分に協議し、中小企業庁「知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな型」等も適宜用いて、秘密保持契約等にて書面化・明確化するよう努める。また、二次利用等の許諾やその対価支払について、取り決め内容に従って着実に履行する。
- 2) 取引先の知的財産・ノウハウが流出・漏洩することの無いよう厳正に管理する。また、取引先が保有する図面やデータを利用する場合は対価を支払う。

4. 働き方改革に伴うしわ寄せ防止

本会会員の働き方改革により取引先へ影響を及ぼさないよう、以下の通り十分配慮する。

■実施事項

自社の働き方改革が及ぼす取引先への影響(長時間労働等)に配慮しつつ、取り組みを阻害し、不利益となるような取引や要請は行なわず、やむを得ず短納期又は追加の発注、急な仕様変更などを行った場合には、取引先に発生する増加コストを負担する。

II. 取引先の人材確保・支援に向けた取組

送配電事業は、送電設備、変電設備、配電設備に係る建設工事や保全業務等、専門知識・特殊技能を有する様々な人材によって成り立っている。

しかし、近年、取引先の企業においては少子高齢化等に伴う人材不足の問題を抱えており、今後、必要となる要員を確保しなければ、高経年設備の計画的な改修や非常災害時の対応など電気の安定供給に支障が生じるおそれがある。

そのため、取引先の人材確保と支援に向けて、本会と本会会員は連携し、以下の活動を行う。

■実施事項

- 1) 送配電業界の事業活動状況や魅力を広く理解浸透すべく、メディア（ホームページ等）での紹介、セミナーの開催、学校での出前授業等により、啓発活動を行っていく。
- 2) 取引先の就業環境の改善に向けて、取引先との面談、事業所等の訪問、研究会等の開催に努め、課題の解決に協力する。
- 3) 必要に応じて、取引先における技術継承が円滑に行われるよう、支援する。

III. 教育・人財育成の推進

本会会員は取引適正化の継続・強化のため、関係法令等の周知・徹底に向けて以下の活動に取り組む。

■実施事項

- 1) 関係法令や自社のパートナーシップ構築宣言等を踏まえて自主点検を行い、その結果を基に社内ルール等の見直しを行う。
- 2) 社内教育を通じて人財育成を図るとともに、社内広報等により調達関係者の意識向上と取組みの徹底を図る。

IV. 定期的なフォローアップ、PDCAの実行

適正取引の推進には、自主行動計画に掲げた精神や行動規範を、本会活動及び本会会員の調達に定着させることが重要である。そのため、本会は中小企業庁／経済産業省が定める業種横断的なフォローアップの指針を踏まえ、自主行動計画の実施状況を定期的にフォローアップし、PDCAサイクルにより本会会員の調達を改善していく。

■実施事項

- 1) 自主行動計画に掲げた事項が確実に実行され浸透するよう、定期的なフォローアップを実施する。
- 2) 本会会員へのフォローアップ調査結果に基づき、PDCA サイクルを回して、本会会員の調達の改善活動を実施する。特に進捗が十分でなかった項目については、早期に改善を求める。

○用語使用について(以下の考え方で使い分けている)

- ・本資料において基本的に実施主体は「本会」及び、個社に係る実施事項に関して「本会会員」とし、相手先は「取引先」とした。

以 上